

変更の原案	変更の案
<p>第1～第3 省略</p> <p>第4 都市景観形成行為 次に掲げる行為を都市景観形成行為とする。 (1)～(5) 省略 (6) 特定照明（都市景観協議地区図に示す赤レンガ倉庫<u>並びに</u>ハンマーヘッドクレーンについて行うものに限る。）</p> <p>第5、第6 省略</p>	<p>第1～第3 省略</p> <p>第4 都市景観形成行為 次に掲げる行為を都市景観形成行為とする。 (1)～(5) 省略 (6) 特定照明（都市景観協議地区図に示す赤レンガ倉庫<u>又は</u>ハンマーヘッドクレーンについて行うものに限る。）</p> <p>第5、第6 省略</p>